

参考資料 4

令和3年度 福祉のまちづくりの推進状況

大 阪 府

目 次

第1章 「福祉のまちづくり条例」の概要について P 1

1. 「福祉のまちづくり条例」の概要

第2章 府有施設の整備・改善 P 2

1. 不特定多数の者が利用する府有施設（建築物）
2. 多数の者が利用する府有施設（建築物）
3. 不特定多数の者が利用する府有施設（道路・都市公園）

第3章 市町村有施設の整備・改善 P 10

1. 市町村への要請等
2. 既存施設を含めた市町村有施設（建築物）の整備状況

第4章 民間施設の整備・改善 P 12

1. 新設の施設（基準適合義務・事前協議等）
2. 既存の施設（適合状況調査・改善計画等）
3. 既存の施設におけるバリアフリー化の状況
4. バリアフリー法による認定
5. 整備・改善を促進させる施策等（その1：鉄道駅等）
6. 整備・改善を促進させる施策等（その2：住宅等）
7. 民間との連携によるバリアフリー情報の提供
8. 車いす使用者用駐車区画の適正利用の取組み

第5章 関連行政計画 P 26

1. 住まうビジョン・大阪（大阪府住生活基本計画）
2. 第4次大阪府障がい者計画
3. 大阪府高齢者計画2018

第6章 福祉のまちづくり推進体制の整備 P 28

1. 大阪府福祉のまちづくり審議会
2. 福祉のまちづくり推進庁内連絡調整会議
3. 市町村連絡会議等

第7章 福祉のまちづくりの普及・啓発 P 30

1. ホームページでの情報提供

第8章 公共交通施設・建築物等のバリアフリー化の推進 P 31

1. 公共交通施設・建築物等のバリアフリー化の進捗について

第1章 「福祉のまちづくり条例」の概要について

1. 「福祉のまちづくり条例」の概要

【目的】

建築物、旅客施設、道路、路外駐車場、公園等の全ての都市施設を安全かつ容易に利用できるようにすることにより、福祉のまちづくりを進めること

【責務】

- 大阪府・・・施策を実施、市町村に助言・支援
- 事業者・・・施設が利用できるよう整備・維持・管理
- 府 民・・・理解と相互扶助の心を持って施策に協力

【施策】

都市施設（建築物、旅客施設、道路、路外駐車場、公園等）を対象に、施策を実施。

- | | | |
|---------|-----------|------------------|
| 施策の基本方針 | ・府民の気運の醸成 | ・都市環境の整備 |
| | ・社会参加への支援 | ・自立して暮らせる地域社会づくり |
- 啓発・学習の促進
推進体制の整備
財政上の措置

【バリアフリー法からの委任事項】

バリアフリー法第14条第3項（条例への委任事項）に基づいて、法を上回る対象施設・基準に関し、福祉のまちづくり条例第3章（第10条～第32条）を定めている。

これにより、一定の用途・規模の建築物を建築する際に、基準への適合義務を課し、建築確認申請において審査を行うことで、基準の遵守を求めている。

【事前協議等】

福祉のまちづくり条例では、事業者が設置する都市施設のうち、一定の用途・規模の都市施設について、事前協議・工事完了届の手続きを求めている。 [府独自制度]

【改善計画等】

知事が要請したときは、事業者は、維持保全・管理する施設のうち、一定の用途・規模の都市施設について、現況調査・改善計画の作成・改善計画に基づく工事の実施の状況を知事に報告しなければならない。 [府独自制度]

第2章 府有施設の整備・改善

1. 不特定多数の者が利用する府有施設（建築物）

ア. 新設の主な施設（令和3年度完成分）

大阪府中埠警察署・大阪府守口警察署・大阪府東住吉警察署

イ. 既存施設を含めた府有施設（建築物）の整備状況

不特定多数の方が利用される府有建築物について、現行条例に定める移動等円滑化基準への適合状況は次のとおりである。

府民がよく利用する主な府有建築物 223 棟における、利用の際に必要性の高い主な部位別の整備状況を表－1に示す。

表－1 主な府有建築物のバリアフリー整備状況

主な整備項目	適合率		整備基準への適合を要する棟数	整備基準適合棟数
	前年度	本年度		
出入口	88%	88%	223	196
敷地内の通路	46%	46%	191	88
廊下	59%	59%	183	108
階段	58%	58%	173	101
便所	23%	23%		46
※車椅子使用者用便房設置	90%	90%	201	180
※オストメイト対応便房設置	35%	35%		72
ベビーチェア	23%	23%	97	22
ベビーベッド	28%	28%	97	27
授乳室	41%	41%	34	14
標識	63%	63%	208	130
案内設備	68%	68%	208	122
エレベーターの構造	20%	20%	168	34
※エレベーター設置棟数	56%	56%		94
附属駐車場	74%	74%	176	130

主な整備項目	適合率		整備基準への適合を要する棟数	整備基準適合棟数
	前年度	本年度		
出入口	97%	99%	136	133
敷地内の通路	99%	99%	136	135
廊下	99%	99%	133	132
階段	25%	25%	111	28
便所	—	—	—	—
※車椅子使用者用便房設置	60%	67%	128	77
※オストメイト対応便房設置	25%	29%		32
ベビーチェア	適宜設置			
ベビーベッド	適宜設置			
授乳室	適宜設置			
標識	適宜設置			
案内設備	適宜設置			
エレベーター	—	—	—	—
※基準適合エレベーター	66%	66%	106	70
附属駐車場	適宜設置			

主な府有建築物の福祉のまちづくり適合調査による適合実績一覧

(主な府有建築物の福祉のまちづくり条例 (H21.3改正後基準)への適合状況)

(R4年3月末)

主な整備項目	建 物 用 途										合 計 【() 内は適合率】 (今年度/前年度)
	庁舎	府民センター・ビル	府税事務所	保健所	警察署	福祉施設	医療施設	図書館・博物館等	スポーツ施設	その他①他の主な施設	
調査対象施設棟数	10	5	8	9	67	11	2	6	4	101	223
出入口	10	5	8	9	55	11	2	5	4	87	196棟 (88%/88%)
整備基準への適合を要する棟数	(10)	(5)	(8)	(9)	(67)	(11)	(2)	(6)	(4)	(101)	[223棟]
敷地内の通路	9	2	3	9	16	6	1	2	3	37	88棟 (46%/46%)
整備基準への適合を要する棟数	(10)	(4)	(7)	(9)	(53)	(7)	(1)	(4)	(4)	(92)	[191棟]
廊下	8	3	4	9	32	9	1	4	4	34	108棟 (59%/59%)
整備基準への適合を要する棟数	(10)	(3)	(7)	(9)	(67)	(11)	(2)	(5)	(4)	(65)	[183棟]
階段	8	3	5	9	28	11	1	4	3	29	101棟 (58%/58%)
整備基準への適合を要する棟数	(9)	(3)	(8)	(9)	(67)	(11)	(2)	(5)	(4)	(55)	[173棟]
便所 (全基準適合)	3	4	3	6	11	5	0	0	0	14	46棟 (23%/23%)
※車いす利用者用便房設置棟数	10	3	8	9	52	11	2	6	4	75	180棟 (90%/90%)
※オストメイト対応設備設置棟数	7	3	7	8	11	5	1	2	2	26	72棟 (35%/35%)
整備基準への適合を要する棟数	(10)	(3)	(8)	(9)	(66)	(11)	(2)	(5)	(4)	(83)	[201棟]
ベビーチェア	4	0	2	4	10	0	0	2	0	0	22棟 (23%/23%)
整備基準への適合を要する棟数	(9)	(0)	(7)	(9)	(65)	(0)	(2)	(5)	(0)	(0)	[97棟]
ベビーベッド	6	0	3	4	10	0	0	4	0	0	27棟 (28%/28%)
整備基準への適合を要する棟数	[9]	(0)	[7]	[9]	(65)	(0)	[2]	[5]	(0)	(0)	[97棟]
授乳室	4	0	0	0	8	0	0	2	0	0	14棟 (41%/41%)
整備基準への適合を要する棟数	[8]	(0)	[7]	(0)	[15]	(0)	[1]	[3]	(0)	(0)	[34棟]
標識	10	3	5	7	37	9	0	3	2	54	130棟 (63%/63%)
整備基準への適合を要する棟数	[10]	[3]	[8]	[9]	[67]	[11]	[2]	[5]	[4]	[89]	[208棟]
案内設備	9	1	5	8	49	7	1	4	4	53	122棟 (68%/68%)
整備基準への適合を要する棟数	[10]	[3]	[8]	[9]	[67]	[11]	[2]	[5]	[4]	[89]	[208棟]
エレベーターの構造 (全基準適合)	3	0	1	3	12	5	0	1	0	9	34棟 (20%/20%)
※エレベーター設置棟数	8	2	8	5	26	9	2	5	3	26	94棟 (56%/56%)
整備基準への適合を要する棟数	[9]	[3]	[8]	[9]	[67]	[11]	[2]	[4]	[4]	[51]	[168棟]
付属駐車場	8	2	8	8	36	8	1	4	3	52	130棟 (74%/74%)
整備基準への適合を要する棟数	[8]	[3]	[8]	[9]	[66]	[11]	[1]	[4]	[3]	[63]	[176棟]
合計 (延べ棟数 (適合分))	82	23	47	76	304	71	7	35	23	369	1037棟
全棟数 (延べ棟数)	112	30	91	99	732	95	21	56	35	688	1959棟
建物用途別 適合率 [注②]	(73%)	(77%)	(52%)	(77%)	(42%)	(75%)	(33%)	(63%)	(66%)	(54%)	(53%)

注①「その他の主な施設」には、職業訓練施設、土木施設、水道施設、公園施設などが含まれている。

注②主な施設の、「主な整備項目」に対する、適合している項目数の割合を表す。

※オストメイト対応設備：オストメイト（手術を受けて人工肛門・人工膀胱保有者となった方のこと）の利用に配慮し、パウチ（排泄物をためておく袋）や汚れた物、しづん等を洗浄するための汚物流し、または、これにかわる洗浄装置。

2. 多数の者が利用する府有施設（建築物）

ア. 府営住宅

高齢者をはじめ、障がい者、子育て世帯など、誰もが安心して暮らせるために、さまざまな取組みを進めている。「大阪府営住宅ストック活用計画（令和3年12月改定、計画期間：令和3年度から令和12年度までの10年間）」に基づき、府営住宅の建替えやバリアフリー化など居住性の向上のために必要な改善等を推進している。

【想定事業量（令和3年度から令和12年度）】

建替えにおいては、住戸内がバリアフリー化されたあいあい住宅や車椅子常用者世帯向け住宅（MAIハウス）を供給し、既存の住戸については、計画的に住戸内バリアフリー化事業を進めている。

エレベーターを設置していない中層住宅については、築年数や階数、建替え等の着手時期を考慮してエレベーター設置を計画的に進めている。

取組み・事業		目標量
再編整備	集約建替	5,000戸
耐震化	耐震化等のための建替え（前計画からの継続事業）	1,800戸
BF化	中層エレベーター設置	1,000基
	住戸内バリアフリー化	5,000戸

（バリアフリー化状況 令和3年度末時点）

	建替事業 (あいあい住宅等)	うち MAI ハウス	中層 EV 設置事業	住戸内バリアフ リー化事業
想定事業量 大阪府営住宅ストック 総合活用計画 R3～R12年度	6,800戸	-	1,000基	5,000戸
R3年度	604戸	13戸	112基	800戸

○あいあい住宅

高齢者をはじめ誰もが住みやすいように、浴槽部分の落とし込み、浴室・便所の手すり設置、住戸内部の段差解消等を行った住宅

○OMA Iハウス

入居者の身体特性に応じて、流し台・洗面台の高さ、浴室の手すりの位置等を調節できる車いす常用者世帯向けの住宅

○住戸内バリアフリー化事業

既存住戸のうち、バリアフリー化されていないすべての住宅を対象に、室内段差の解消、玄関・浴室・便所への手すり設置、スイッチの改善などを行う事業

○車いす常用者世帯向け改善事業

既存住戸について、車いす常用者世帯が生活しやすいように、スロープの設置や浴室・便所等の改善を行う事業

○中層エレベーター設置事業

エレベーターの設置されていない中層住宅を対象に、入居者等の状況を踏まえ、利便性向上を図るため、エレベーターの設置を行う事業

○団地内バリアフリー化事業

団地内の屋外通路の段差について、より安全に安心して通行できるよう、手すりの設置やスロープ、階段の整備を行う事業

イ. 府立高等学校・支援学校

平成 4 年度より、福祉仕様エレベーターの設置を、平成 6 年度より福祉対応改善（スロープ、視覚障がい者誘導用ブロック設置、トイレ整備等）を実施している。

（改善実施校数）

	府立高等学校		府立支援学校
	福祉仕様エレベーターの設置	スロープ、視覚障がい者誘導用ブロック設置、トイレ整備等	スロープ、視覚障がい者誘導用ブロック設置、トイレ整備等
H30 年度	1 校	0 校	0 校
R1 年度	0 校	0 校	0 校
R2 年度	0 校	2 校	0 校
R3 年度	3 校	2 校	0 校
累計 (R3 年度末時点)	97 校	132 校	23 校

※ 対象府立高等学校総数 132 校 (令和 3 年度末時点)

対象府立支援学校総数 46 校 (令和 3 年度末時点)

3. 不特定多数の者が利用する府有施設（道路・都市公園）

ア. 道路

(A) 府が管理する道路の整備

「大阪府都市整備中期計画（案）」に基づき、交通事故を未然に防止し、誰もが安全で安心できる交通環境を確保するため、歩道の段差の改善、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等を実施した。

	歩道の段差改善 (段差 2cm を標準)	視覚障がい者誘導用 ブロック設置(※)
府内総数	33,553 箇所	33,803 箇所
整備実績	26,930 箇所	11,138 箇所
整備率 (R3 年度末時点)	80.3%	32.9%

※ 歩道切下げ部、立体横断施設昇降口への設置

イ. 信号機

(A) 視覚障がい者用付加装置の整備

歩行者用信号機の青時間帯に音響を出し、視覚障がい者に横断のタイミングを知らせる装置を整備した。

	整備基數
H30 年度	35 基 (新設 13 基・更新 22 基)
R1 年度	31 基 (新設 4 基・更新 27 基)
R2 年度	38 基 (新設 6 基・更新 32 基)
R3 年度	40 基 (新設 11 基・更新 29 基)
整備総数 (R3 年度末時点)	1,633 基

※基數は制御基數で計上。

(B) 高齢者等感応式信号機の整備

高齢者、身体障がい者等が所持する携帯用発信機（ペンダント型）又は信号柱等に設置している押しボタン箱の押しボタンを押すと、横断歩行者秒数（青秒数）が通常より 5 ~10 秒長くなる信号制御システムを整備した。

	整備基數
H30 年度	0 基
R1 年度	10 基 (新設 0 基・更新 10 基)
R2 年度	6 基 (新設 0 基・更新 6 基)
R3 年度	11 基 (新設 1 基・更新 10 基)
整備総数 (R3 年度末時点)	366 基

※基數は制御基數で計上。

(C)歩車分離式信号の整備

歩行者と車両が交錯することにより交通事故の発生が懸念される交差点において、歩行者と車両の通行を時間的に分離する歩車分離式信号を整備した。

	整備数
H30 年度	19 交差点
R1 年度	9 交差点
R2 年度	5 交差点
R3 年度	4 交差点
整備総数 (R3 年度末時点)	1,011 交差点

※整備数は交差点数で計上。

ウ.公園

府営公園のユニバーサルデザイン・バリアフリー化

高齢者や障がい者などを含む全ての人々の利用に配慮した府営公園とするため、ユニバーサルデザイン・バリアフリー化を推進します。(多目的トイレ・出入口の改修・ヒーリングガーデナー・案内板・ベンチ等)

(過去の実績)

- 令和 元年度 ・・・ 7 箇所
- 令和 2 年度 ・・・ 16 箇所
- 令和 3 年度 ・・・ 20 箇所

第3章 市町村有施設の整備・改善

1. 市町村への要請等

各市町村に対して、適宜、適切な適合状況の把握と改善の推進及び市町村施設のバリアフリー情報について、積極的な情報発信に関する要請を行った。

2. 既存施設を含めた市町村有施設（建築物）の整備状況

（令和4年3月末時点 大阪市を除く）

不特定多数の方が利用される市町村有建築物について、現行条例に定める移動等円滑化基準への適合状況は次のとおりである。

表－2 主な市町村有建築物のバリアフリー整備状況

調査対象施設棟数：1,810棟			
主な整備項目	適合率	整備基準への適合を要する棟数	整備基準適合棟数
出入口	84%	1,810	1,523
敷地内の通路	50%	1,243	616
廊下	60%	1,388	836
階段	54%	1,064	577
便所	15%		243
※車椅子使用者用便房設置	48%	1,635	792
※オストメイト対応便房設置	23%		378
ベビーチェア	59%	692	405
ベビーベッド	42%	692	291
授乳室	72%	196	141
標識	77%	1,427	1,093
案内設備	64%	1,329	849
エレベーターの構造	23%	872	199
※エレベーター設置棟数	76%		665
附属駐車場	72%	989	712

(参考) 表-2補足資料

(令和4年3月末)

主な整備項目	建築物用途									合計 【() 内は適合率】
	官公庁舎	消防署	集会所・公民館	福祉施設	医療施設	図書館・博物館等	スポーツ施設	市民ホール等	その他の施設	
調査対象施設棟数	193	31	582	182	28	74	110	51	559	1810
出入口	175	25	482	176	26	64	17	49	509	1523棟 (84%)
整備基準への適合を要する棟数	193	31	582	182	28	74	110	51	559	1810棟
敷地内の通路	102	10	150	81	17	39	52	25	140	616棟 (50%)
整備基準への適合を要する棟数	153	23	437	152	23	57	91	37	270	1243棟
廊下	104	17	285	118	15	47	43	24	183	836棟 (60%)
整備基準への適合を要する棟数	168	30	538	173	27	65	92	39	256	1388棟
階段	82	10	201	84	13	39	44	20	84	577棟 (54%)
整備基準への適合を要する棟数	147	26	404	142	19	53	73	37	163	1064棟
便所（全基準適合）	24	5	83	25	7	12	14	8	65	243棟 (15%)
※車椅子使用者用便所設置棟数	91	14	217	111	18	37	51	33	220	792棟 (48%)
※オストメイト対応設備設置棟数	50	9	121	43	8	19	19	14	95	378棟 (23%)
整備基準への適合を要する棟数	173	28	539	170	28	70	96	46	485	1635棟
ペビーチェア	69	15	74	63	17	34	46	20	67	405棟 (59%)
整備基準への適合を要する棟数	121	24	139	102	22	48	78	30	128	692棟
ペビーベッド	46	7	60	39	15	32	29	15	48	291棟 (42%)
整備基準への適合を要する棟数	121	24	139	102	22	48	78	30	128	692棟
授乳室	36	2	14	19	10	9	18	12	21	141棟 (72%)
整備基準への適合を要する棟数	48	3	18	22	10	10	36	19	30	196棟
標識	123	23	320	116	21	55	70	35	330	1093棟 (77%)
整備基準への適合を要する棟数	172	28	450	156	28	67	89	45	392	1427棟
案内設備	121	15	223	117	21	50	66	34	202	849棟 (64%)
整備基準への適合を要する棟数	163	27	405	159	26	65	83	40	361	1329棟
エレベーターの構造（全基準適合）	25	7	58	37	5	16	19	10	22	199棟 (23%)
※エレベーター設置棟数	115	14	175	105	19	51	46	35	105	665棟 (76%)
整備基準への適合を要する棟数	147	26	256	123	20	56	67	35	142	872棟
附属駐車場	125	12	175	88	20	44	61	27	160	712棟 (72%)
整備基準への適合を要する棟数	152	17	283	130	23	50	78	33	223	989棟
合計（延べ棟数（適合分））	1032	148	2125	963	187	441	479	279	1831	7485棟
全棟数（延べ棟数）	1758	287	4190	1613	276	663	971	442	3137	13337棟
建築用途別 適合率（注①）	(59%)	(52%)	(51%)	(60%)	(68%)	(67%)	(49%)	(63%)	(58%)	(56%)

注① 主な施設の、「主な整備項目」に対する、適合している項目数の割合を表す。

第4章 民間施設の整備・改善

1. 新設の施設（基準適合義務・事前協議等）

ア. 基準適合義務

建築物の新築・改築・増築・用途変更を行う際は、用途・規模に応じ、バリアフリー法及び福祉のまちづくり条例で定める基準（建築物移動等円滑化基準）に適合させる義務が課せられている。（基準への適合義務：バリアフリー法第14条第1項、条例への委任：同条第3項）

基準に関する審査は、計画時には建築基準法に基づく建築確認申請において行い、建築物の完成時には同法に基づく完了検査において行う。

【対象用途・規模】

用途区分	対象規模
学校	すべて
病院又は診療所	
集会場又は公会堂（※1）	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館又は図書館	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
公衆便所	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	床面積の合計 200 m ² 以上
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
自動車修理工場（不特定かつ多数の者が利用するものに限る）（※3）	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	床面積の合計 500 m ² 以上
展示場	
自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	
ホテル又は旅館	床面積の合計 1,000 m ² 以上
体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場	
公衆浴場	
自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
共同住宅（※3）	床面積の合計 2,000 m ² 以上又は住戸の数 20戸以上（※2）
寄宿舎	床面積の合計 2,000 m ² 以上又は住戸の数 50戸以上
公共用歩廊	床面積の合計 2,000 m ² 以上

- (※1) 集会場は、床面積が 200 m²以上の集会室があるものに限る。
- (※2) 2000m²未満かつ 20～49 戸においては、地上階にある出入口（地上階に住戸がなく、当該建築物にエレベーターが設置されている場合は、地上階にある当該エレベーターの出入口）までのバリアフリー化のみ求める。
- (※3) 平成 27 年 7 月 1 日施行で条例改正を行った。

イ. 事前協議・完了届

バリアフリー法第 14 条第 1 項による基準適合義務を課す対象建築物の他に、福祉のまちづくり条例においては、事業者が設置する都市施設のうち、下記の施設について、施設が設置される際に事前協議・工事完了届の手続きを課している。

【対象用途・規模】

用途区分	対象規模	協議先
集会場（床面積が 200 m ² 以上の集会室があるものを除く。）	すべて	市町村
火葬場		
コンビニエンスストア	床面積の合計 100 m ² 以上 200 m ² 未満	
事務所	床面積の合計 500 m ² 以上	
ダンスホール	床面積の合計 1,000 m ² 以上	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	床面積の合計 50 m ² 以上 200 m ² 未満	
工場（自動車修理工場を除く）	床面積の合計 3,000 m ² 以上	
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	床面積の合計 300 m ² 以上	
消防法第 8 条の 2 第 1 項に規定する地下街	すべて	大阪府
道路法第 2 条第 1 項に規定する道路		
都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為により設置される公園		
遊園地、動物園又は植物園		
港湾法第 2 条第 5 項第 9 号の 3 に規定する港湾環境整備施設である緑地		
海岸法第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設のうち、護岸、砂浜その他公衆の利用のため整備されるもの		

2. 既存の施設（適合状況調査・改善計画等）

ア. 適合状況調査

条例を施行した際に既に存していた特定施設の事業者（管理者）に対し、整備基準に適合しているかどうかの調査を平成5年度から実施し、平成7年度までに25,612施設の事業者に適合状況調査報告を依頼し、その後も報告依頼を重ねた結果、報告施設数は19,189施設となつた。

用途別にみると、下表のとおり、特定郵便局、事務所、鉄道駅舎、地下街、銀行・信用金庫等で報告率が高く、公衆浴場、工場、遊技場等で報告率が低い。

適合状況調査の依頼数と報告数

用途	施設数 (A)	依頼施設数 (A)	報告施設数(B)		報告率(%) (B/A)
			対象施設数	対象外施設数	
学校	1,007	944	42		97.9
博物館・美術館・図書館	45	33	10		95.6
病院・診療所	1,698	1,170	342		89.1
公会堂・集会場	509	207	119		64.1
児童老人福祉施設等	851	730	40		90.5
飲食店・物販店	7,855	1,657	3,311		63.3
体育館・スポーツ練習場	276	208	28		85.5
劇場・映画館・観覧場	144	68	39		74.3
展示場	-	6	-		-
遊技場	813	71	324		48.6
公衆浴場	127	26	19		35.4
宿泊施設	889	380	107		54.8
共同住宅	2,557	1,631	294		75.3
特定郵便局	993	961	32		100
電気・ガス・電気通信事業の営業所	160	111	34		90.6
銀行・信用金庫等	2,555	2,453	83		99.3
冠婚葬祭施設	107	32	41		68.2
事務所	915	594	321		100
工場	2,156	605	337		43.7
寄宿舎	1,290	239	942		91.6
鉄道駅舎	369	369	0		100
地下街	6	6	0		100
駐車場（一般公共用）	290	155	68		76.9
計	25,612	12,656	6,533	74.9	
			19,189		

イ. 改善計画

適合状況調査により、対象となることが判明した 12,656 施設に対し、平成 6 年度から改善計画の作成及び届出を依頼した結果、11 年度までに 8,602 施設（9,677 棟）の改善計画の届出があった。

用途別にみると、下表のとおり、特定郵便局、鉄道駅舎、地下街、博物館・美術館・図書館で届出率が高く、工場、遊技場、劇場・映画館・観覧場などで届出率が低い。

改善計画の依頼数と届出数

用途	施設数	依頼施設数 (A)	届出状況		備考 改善計画 届出棟数	
			届出内容(B)			
			改善計画届 出施設数	撤去、廃業 等施設数		
学校	944	631	27	69.7	1,567	
博物館・美術館・図書館	33	28	3	93.9	32	
病院・診療所	1,170	707	90	68.1	828	
公会堂・集会場	207	106	14	58	107	
児童老人福祉施設等	730	495	16	70	601	
飲食店・物販店	1,657	922	126	63.2	952	
体育館・スポーツ練習場	208	102	13	55.3	108	
劇場・映画館・観覧場	68	28	1	42.6	26	
展示場	6	3	0	50	3	
遊技場	71	26	3	40.8	25	
公衆浴場	26	9	4	50	12	
宿泊施設	380	184	24	54.7	194	
共同住宅	1,631	764	19	48	809	
特定郵便局	961	958	3	100	944	
電気・ガス・電気通信事業の営業所	111	89	12	91	90	
銀行・信用金庫等	2,453	1,791	65	75.7	1,809	
冠婚葬祭施設	32	24	2	81.3	27	
事務所	594	446	10	76.8	470	
工場	605	215	15	38	459	
寄宿舎	239	153	17	71.1	161	
鉄道駅舎	369	369	0	100	370	
地下街	6	6	0	100	9	
駐車場（一般公用用）	155	75	7	52.9	74	
合計	12,656	8,131	471	68	9,677	
			8,602			

ウ. 定期報告

改善計画の届出のあった施設は、2年毎に改善工事の実施状況を報告するよう求めており、届出のあった9,677棟^(注)のうち、令和2年度、令和3年度の2カ年で、改善及び廃業等を行ったものを除く4,446棟に対し依頼を行い、2,455棟の報告を受けた。

改善完了施設は、下表のとおり、特定郵便局、銀行・信用金庫、学校等を中心に、合計2,091棟になった。

注) 改善計画に基づく、定期報告提出および進捗把握については、棟数にて把握。

(1 施設の中に複数棟を有するものがあり、棟毎で改善が進捗し、定期報告されるため。)

定期報告の依頼数と報告数、完了数

令和3年度末現在（棟）

用 途	2カ年の報告状況 (R2・R3年度)			依頼総数と現在の完了状況			
	2カ年 依頼数 (A)	報告内容(B)		依頼総数(C) (H8～R2年度)	完了数 (R3年度報 告後時点) (E)	完了率 (%) (E/C-D)	
		改善状況 報告	撤去、 廃業等				
学校	968	660	33	71.6	1,567	316	328
博物館・美術館・図書館	22	13	2	68.2	32	8	4
病院・診療所	354	205	22	64.1	827	358	134
公会堂・集会場	63	39	5	69.8	107	40	11
児童福祉施設等	358	223	22	68.4	600	104	184
飲食店	87	26	4	34.5	145	58	8
物販店	347	147	37	53.0	809	432	70
体育館・スポーツ練習場	50	31	1	64.0	109	50	11
劇場・映画館・観覧場	2	0	1	50.0	26	23	2
展示場	1	0	1	100.0	2	1	1
遊技場	9	3	0	33.3	25	11	5
公衆浴場	5	0	1	20.0	12	7	0
宿泊施設	91	46	3	53.8	194	96	11
共同住宅	613	254	7	42.6	810	75	129
特定郵便局	484	231	8	49.4	940	69	400
電気・ガス・電気通信事業の営業所	9	3	1	44.4	89	65	16
銀行・信用金庫等	472	275	29	64.4	1,810	717	578
冠婚葬祭施設	16	11	1	75.0	27	8	4
事務所	218	141	25	76.1	474	236	51
工場	211	116	5	57.3	459	177	75
寄宿舎	45	19	7	57.8	160	80	43
地下街	1	1	0	100.0	9	1	7
駐車場(一般公用)	20	11	1	60.0	74	35	19
合計	4,446	2,455	216	60.1	9,307	2,967	2,091
			2,671			(3196)	(2237)
							(37.0)

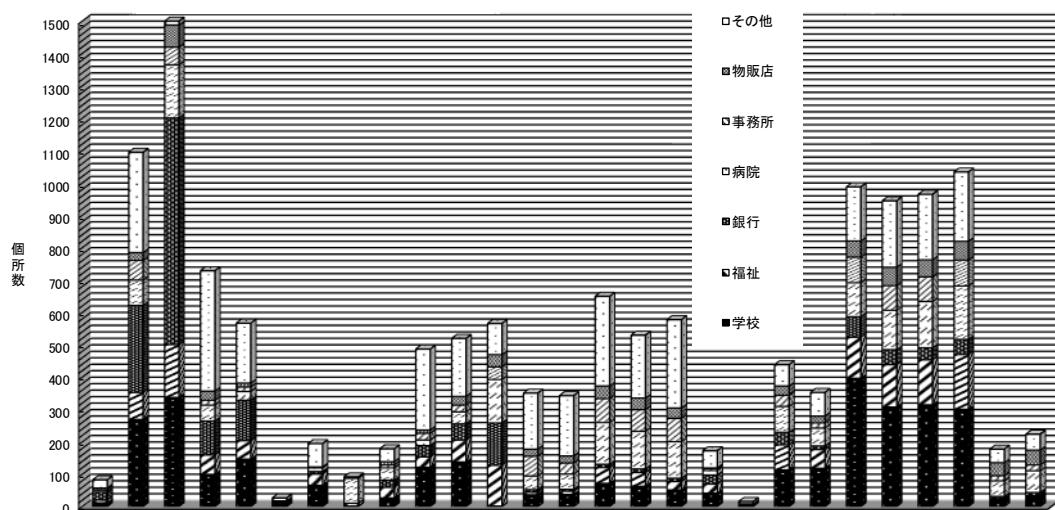
※鉄道駅舎に関しては、運輸局において整備状況を把握しているため、定期報告対象外

工. 改善実績状況(用途別・部位別)

下記のグラフにおける用途別の改善状況の累計をみると、学校が最も多く、延べ 3,147 箇所の改善が実施され、次に、病院の延べ 1,887 箇所、銀行の延べ 1,804 箇所の改善が実施されている。

また、部位別の改善状況の累計を見ると、建築物出入口の視覚障がい者誘導ブロック整備が最も多く、建築物出入口のスロープ整備、便所の案内標示の順に整備が進んでいる。

民間既存施設の用途別・部位別改善状況



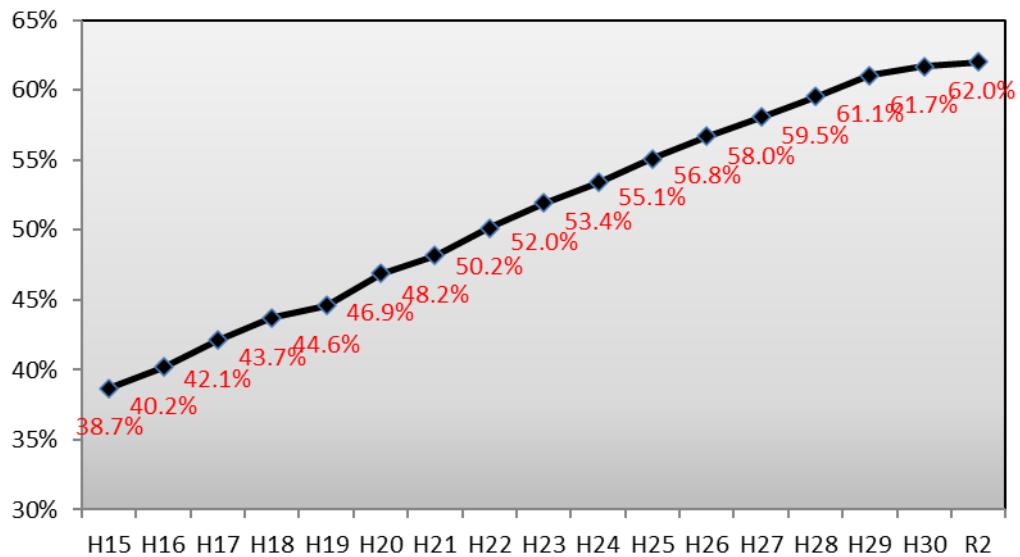
	通路幅拡幅整備	スロープ整備	誘導ブロック	溝蓋	出入口扉改修	転回スペース	手すり設置	手すり設置改修	回り階段設置	段鼻	誘導ブロック	福祉型改修	乗降ロビー	点字案内	チャイム案内	案内標示	出入口改修	車いす対応	出入口幅拡幅	出入口段差解消	洗面器水栓	便所手すり	車いす便房	案内標示	車いすスペース	室内標示		
	建築物の出入口				廊下				階段				エレベーター				居室		便所				駐車場		合計			
学校	12	270	338	100	147	6	66	2	27	122	138	2	37	38	72	63	52	42	6	114	119	397	308	315	301	24	29	3147
福祉	9	83	163	60	57	5	35	9	33	32	68	126	8	10	49	43	26	28	0	77	58	127	131	139	169	1	5	1551
銀行	24	269	700	105	125	2	8	0	22	35	50	131	8	6	10	11	10	28	0	39	11	63	46	37	47	7	10	1804
病院	6	78	164	49	27	3	11	77	38	17	37	134	42	47	129	116	113	14	0	80	55	105	122	143	165	48	67	1887
事務所	1	61	55	15	14	0	2	1	9	21	21	39	61	34	74	67	72	6	2	34	16	79	76	76	80	16	18	950
物販店	6	24	68	28	12	2	1	0	10	10	27	38	22	22	39	36	32	2	1	29	21	50	57	53	58	40	46	734
その他	25	310	499	372	185	9	72	3	40	250	179	96	173	186	277	194	273	53	7	66	73	167	205	202	214	42	49	4221
合計	83	1095	1987	729	567	27	195	92	179	487	520	566	351	343	650	530	578	173	16	439	353	988	945	965	1034	178	224	14294
H31年3月末時点 (H30年3月末時点)						4461				314			1752						2452	173	16				4724	402		14294
						(4461)				(314)			(1752)						(2452)	(173)	(16)				(4724)	(402)		(14294)

3. 既存の施設におけるバリアフリー化の状況

平成 30 年度実績で、2,000 m²以上の特別特定建築物の総ストックの約 62.7% (※) についてバリアフリー化が図られている。

※大阪府推計

建築物のバリアフリー化の推移(民間施設)

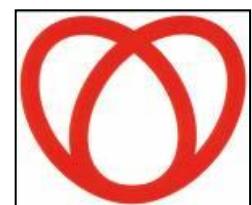


4. バリアフリー法による認定

バリアフリー法の利用円滑化誘導基準に適合する場合、申請により知事等が認定しており、27 年間で 243 件の認定を行った。

バリアフリー法（旧ハートビル法含む）認定件数 (件)

年度	民間施設	公共施設	合計
H 7～H 2 2	1 0 2	2 7	1 2 9
H 2 3	4	3	7
H 2 4	1 4	0	1 4
H 2 5	6	0	6
H 2 6	7	0	7
H 2 7	9	0	9
H 2 8	9	0	9
H 2 9	1 7	0	1 7
H 3 0	1 0	0	1 0
R 1	1 3	1	1 4
R 2	1 0	0	1 0
R 3	1 1	0	1 1
合計	2 1 2	3 1	2 4 3



(ハートビルマーク)

5. 整備・改善を推進させる施策等（その1：鉄道駅等）

【鉄道駅のバリアフリー化状況】

(A) バリアフリー法における目標

バリアフリー法基本方針では、平成22年までに、1日あたりの平均的な利用者数5000人以上の全ての鉄道駅について、段差の解消（エレベーター・エスカレーターの設置）や、視覚障がい者の転落を防止するための設備の整備、障がい者対応型便所の設置等移動等円滑化を実施することを目標としていた。

平成23年3月に改定された基本方針では、令和2年度までに、1日あたりの平均的な利用者数3000人以上の全ての鉄道駅について、移動等円滑化することを目標としている。

(B) 府内の鉄道駅舎の状況（R4.3末時点）

	駅数	うち 段差解消駅	
		うち 段差解消駅	
利用者数3,000人/日以上駅（府内）	436	425	(97.5%)
全駅（府内）	518	437	(84.4%)

ア. 鉄道駅舎へのエレベーター設置

(A) 鉄道駅舎へのエレベーター補助制度

（大阪府鉄道駅バリアフリー化整備費補助）

高齢者や障がい者をはじめ、すべての人が公共交通機関を利用しやすいよう設備の改善を図り、福祉のまちづくりの推進に資するため、鉄道事業者が行う駅舎へのエレベーターの整備に対し、平成13年度より補助を実施している。

	補助駅数	内訳
H30年度	1駆	京阪北浜駅
R1年度	2駆	近鉄布忍駅 近鉄高見ノ里駅
R2年度	1駆	大阪メトロ動物園前駅
R3年度	1駆	JR東貝塚駅
累計 (H13～R3年度)	73駆	

(B) 連立事業に伴う鉄道駅舎へのエレベーター等の設置

連続立体交差化事業は、大阪府が事業主体となり、地元市、鉄道事業者と協力して、鉄道の一定区間を連続して立体交差化し、一挙に踏切を除却する事業である。本事業による鉄道の高架化に伴い、駅舎も高架駅となるが、その際、「福祉のまちづくり条例」に適合したエレベーター等の整備を行っている。

事業完了駅（平成5年度以降）

- ・京阪本線・交野線 寝屋川市駅・枚方市駅
 - ・阪急京都線 高槻市駅
 - ・阪急宝塚線 曽根駅・岡町駅・豊中駅
 - ・南海本線 松ノ浜駅・泉大津駅・岸和田駅・泉佐野駅
 - ・JRおおさか東線 長瀬駅
 - ※ 事業実施中 9駅
 - ・近鉄奈良線 若江岩田駅・河内花園駅・東花園駅
 - ・南海本線 羽衣駅・高石駅
- (近鉄奈良線及び南海本線においては、エレベーター等の設備は供用済)
- ・京阪本線 香里園駅・光善寺駅・枚方公園駅
 - ・阪急京都線 摂津市駅

イ. 鉄道駅の可動式ホーム柵設置

(A) 鉄道駅の可動式ホーム柵補助制度

(大阪府鉄道駅可動式ホーム柵整備事業費補助)

障がい者や高齢者等の移動の円滑化を図るとともに、鉄道利用者の安全を確保するため、鉄道事業者が行う可動式ホーム柵整備事業に対し、平成23年度より補助を実施している。

	補助駅数	内訳
H23	1駅	大阪市交 門真南駅
H24～26年度	0駅	—
H27年度	2駅	JR西日本 京橋駅・高槻駅
H28年度	6駅	JR西日本 大阪駅・高槻駅（継続） 阪急 十三駅 北急 千里中央駅・桃山台駅・緑地公園駅
H29年度	1駅	阪急 十三駅（継続）
H30年度	5駅	JR西日本 大阪駅・京橋駅 南海 難波駅 近鉄 大阪阿部野橋駅 大阪モノレール 千里中央駅
R1年度	8駅	大阪メトロ御堂筋線 江坂駅・新大阪駅・梅田駅・淀屋橋駅・本町駅・なんば駅・あびこ駅・西梅田駅
R2年度	5駅	京阪 京橋駅 大阪メトロ御堂筋線 江坂駅・新大阪駅・淀屋橋駅・本町駅（継続）
R3年度	12駅	京阪 京橋駅（継続） 阪神 大阪梅田駅 大阪モノレール 柴原阪大前駅・摂津駅・阪大病院前駅 大阪メトロ御堂筋線 梅田駅・淀屋橋駅・本町駅・なんば駅・あびこ駅（継続） 四ツ橋線 西梅田駅（継続）

累計 (H23～R3 年度)	40 駅	
-------------------	------	--

ウ. バリアフリー法に基づく基本構想作成の促進

【目的・背景】

バリアフリー法では、旧交通バリアフリー法の時代から、重点的かつ一体的に地区的バリアフリー化を推進するため、地域住民や、高齢者、障がい者、事業者等参画のもと、市町村によるバリアフリー基本構想作成の推進を掲げている。

地区におけるバリアフリー化の方針や具体的な事業内容等を定める基本構想を作成することにより、計画的なバリアフリー化の推進が図られることとなるため、大阪府としても、これまで、積極的な作成を要請してきたところであるが、近年、特に、作成した基本構想の進捗管理や、新法に基づく基本構想への見直し等、地区の実情に応じたフォローアップが重要であることを踏まえ、市町村に対し、定期的に訪問し、基本構想の見直し等働きかけを行っている。

【近年の基本構想作成実績】

- 平成 24 年度 松原市 「近鉄河内天美駅周辺地区」「近鉄布忍駅周辺地区」
「近鉄高見ノ里駅周辺地区」「近鉄河内松原駅周辺地区」
- 泉南市 「南海樽井駅周辺地区」「JR 新家駅周辺地区」
- 泉佐野市 「南海羽倉崎駅周辺地区」
- 平成 25 年度 羽曳野市 「近鉄恵我ノ荘駅周辺地区」
高石市 「南海羽衣駅周辺地区」
- 平成 26 年度 大東市 「住道駅周辺地区」、「野崎駅周辺地区」、「四條畷駅周辺地区」
- 平成 27 年度 茨木市 「南茨木駅周辺地区」「総持寺駅周辺地区」
「JR 茨木駅・阪急茨木市駅周辺地区」
- 堺市 「泉北高速梅・美木多駅周辺地区」、「JR 津久野駅周辺地区」
- 平成 28 年度 富田林市 「近鉄富田林駅・富田林西口駅周辺地区」
- 平成 29 年度 吹田市 「南吹田地区」
- 平成 30 年度 柏原市 「堅下駅・法善寺駅周辺地区」
- 令和 元年度 貝塚市 「JR 東貝塚駅周辺地区」

作成済み地区数（累計）	32 市 1 町 136 地区
-------------	-----------------

6. 整備・改善を推進させる施策等（その2：住宅等）

ア. 民間住宅の誘導

(A) 高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業（国・府補助事業）

高齢者単身・夫婦世帯等向けの居住の安定を図るため、住宅共用施設や住戸専有部分について段差解消や手すりの設置などバリアフリー化の誘導を行うとともに、防犯性の向上に配慮した基準を満たした良質な賃貸住宅の供給に努め、建設する者に対して補助を実施した。（平成25年度まで）

管理開始年度	管理戸数
H13～25年度	2,613戸

(B) サービス付き高齢者向け住宅の登録・閲覧制度

「高齢者の居住安定確保に関する法律」に基づき、面積やバリアフリー構造等の一定の基準を満たし、安否確認や生活相談等の高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」を登録し、登録情報を閲覧に供することにより、高齢者の居住の安定を図る。

【登録実績】R4.3末時点 30,503戸（うち政令・中核市：20,972戸）

(C) サービス付き高齢者向け住宅家賃減額補助制度

大阪府内（政令市、中核市を除く。）において、低所得者向けのサービス付き高齢者向け住宅の供給の促進を図るとともに、住宅に入居する高齢者世帯に対して家賃の一部を事業者に補助することにより、高齢者の居住の安定確保に資することを目的する。

（平成25年度まで）

管理開始年度	管理戸数
H24～25年度	549戸

(D) 高齢者・障がい者向け住宅改造相談のための研修の実施

公民連携による「大阪の住まい活性化フォーラム」において、建築士、住宅リフォーム事業者の方や医療・福祉・介護領域の方で住宅改造に携わる方を対象にこれまで研修を実施してきたが、研修会参加者の減少を受け、平成30年度に今後の研修会のあり方について関係機関と検討した。今後は、住宅リフォームに取り組む事業者向けセミナーにおいて、バリアフリーリフォームによる住まいの性能向上や、補助制度が記載されている「住宅リフォームガイドブック」を配布することで啓発を実施していく。

イ. 介護保険の給付対象となる住宅改修事業

市町村が申請窓口となって、高齢者が住み慣れた地域で、自立や介護をしやすい生活環境を整えるため小規模な住宅改修（手すりの取付け、段差の改消、滑りの防止等のための床材等の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、これらの付帯工事）に対して、支給限度額を20万円として、要した費用の7割～9割が、介護保険から支給されている。

各市町村においては、申請者宅の実態調査や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等により施工状況の確認等を行い、適正な事業の執行に努めている。

大阪府としては、各市町村に対し情報提供や助言等の支援を行ってきた。

年 度	支 給 件 数
R1 年度	35, 880 件
R2 年度	35, 319 件
R3 年度	34, 926 件 (R4 年 11 月時点の暫定値)

ウ. 重度障がい者等住宅改造助成事業（府単独補助事業）

重度障がい者等が住み慣れた地域で、自立し、安心して生活を送れるよう、日常生活の基盤となる住宅の改造を促進するため、住宅改造助成事業を実施する市町村（政令指定市、中核市を除く）に対し補助を実施した。

	補助件数	
R1 年度	24 市町村	74 戸
R2 年度	22 市町村	79 戸
R3 年度	20 市町村	73 戸
累計 (H11～R3 年度)	5, 107 戸	

7. 民間との連携によるバリアフリー情報の提供

施設のハード面におけるバリアフリー化の推進と併せ、高齢者や障がい者、妊産婦等、利用者の立場に立ち、利用できる施設を「探しやすく、選びやすく」するためのソフト的な取り組みを推進するため、施設のバリアフリー情報を積極的に発信する取り組みとして、平成22年7月に飲食店舗情報提供サイト「ぐるなび」と連携し、当該サイトにおいて店舗のバリアフリーに関する情報発信を実施したことにより、下表のとおり、全国に普及している。

バリアフリー 情報 登録店舗数	平成30年 11月現在	令和元年 10月現在	令和2年 9月現在	令和3年 11月現在	令和4年 11月現在
全国	16,359件	16,448件	16,273件	15,848件	9,654件
東京都	3,260件	3,318件	3,192件	2,985件	2,441件
大阪府	1,478件	1,459件	1,452件	1,479件	1,134件
神奈川県	1,179件	1,192件	1,169件	1,103件	840件
愛知県	820件	844件	903件	917件	616件
兵庫県	758件	759件	725件	722件	420件

8. 車いす使用者用駐車区画の適正利用の取組み

「車いす使用者用駐車区画」等の適正利用に向け、平成 25 年 3 月に府立施設において、車いす使用者用駐車区画とともに高齢や妊娠中の方など配慮が必要な方の「ゆずりあい駐車区画」の両方の整備を開始するなど、「ダブルスペース」の推進と、ポスター・チラシによる府民や事業者等への啓発活動に取り組んできた。

平成 26 年 2 月からは、これらの取組みに加え、同区画をご利用いただくための利用証を交付する「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」を実施することとし、同年 1 月より、利用証の交付申請受付を開始した。

平成 26 年度以降は、「ダブルスペース」のさらなる拡大と利用証の適切な交付に取り組むことで、障がい者や高齢者など移動に配慮を要する方々が安心して外出できる環境づくりに努めている。

○協力施設数（令和 4 年 3 月 31 日現在）

	民間施設	府立施設	市町村立施設	国施設	合計
協力施設数	137	237	147	28	549

○「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」交付者数のべ（令和 4 年 3 月 31 日現在）

	車いす	ゆずりあい	合計
平成 29 年度まで	2,180	5,659	7,839
平成 30 年度	557	2,026	2,583
令和元年度	637	2,221	2,858
令和 2 年度	663	2,380	3,043
令和 3 年度	784	2,757	3,541
合計	4,821	15,043	19,864

第5章 関連行政計画

1. 住まうビジョン・大阪（大阪府住生活基本計画）

【目的・概要】

社会情勢の変化などによる多様なニーズに対応し、「多様な人々がいきいきとくらし、誰もが住みたい、訪れたいと感じる、居住魅力あふれる都市の実現」という基本目標の達成に向けた取組みの方向性を示す計画で、本計画に基づき、様々な主体が連携・協働を図り、施策を一体的かつ総合的に展開していくもの。

【計画期間】

令和3年度から令和12年度までの10年間

【福祉のまちづくりの位置付け】

基本目標の実現に向け、「都市の魅力を育む」という施策の方向性のもと、「ユニバーサルデザインのまちづくりの推進」を重点取組と位置付け、建築物のバリアフリー化や福祉のまちづくりを推進するとしています。

【個別の方針・計画】

○大阪府居住安定確保計画

福祉施策等とも連携し、居住支援の仕組みを機能させつつ、民間賃貸住宅や公的賃貸住宅といった住宅ストック全体を活用して居住の安定確保を図るための計画で、上位計画である「住まうビジョン・大阪」改定に併せて令和3年12月に改定（計画期間R3～12）。

○大阪府営住宅ストック総合活用計画

府民の貴重な資産である府営住宅を、将来のあるべき姿を見据えつつ、建替え、改善等の事業を適切に選択し、良質なストックの形成に資するとともに、募集や入居管理、資産活用等、総合的な活用を進めるため、今後10年間の活用方針を示す計画。

2. 第5次大阪府障がい者計画

【目的・概要】

長期的な視野から、障がい者施策全般に関する基本的な方向と達成すべき目標を示す総合的な計画

【計画期間】

令和3年度から令和8年度までの6年間

【福祉のまちづくりの推進の位置付け】

障がい者がまちで快適に生活できるよう「福祉のまちづくり」を推進すること等を位置づけています。

3. 大阪府高齢者計画2021

【目的・概要】

認知症や、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケアシステムの構築を中心とした、高齢者福祉施策を推進するための計画

【計画期間】

令和3年度から令和5年度までの3年間

【福祉のまちづくりの推進の位置付け】

高齢者をはじめすべての人が安心してまちに出かけることができるなど、高齢者等に配慮したまちづくりを進めるために「福祉のまちづくりの推進」などを位置づけています。

第6章 福祉のまちづくり推進体制の整備

1. 大阪府福祉のまちづくり審議会

【目的】

大阪府福祉のまちづくり条例（平成4年大阪府条例第36号）に基づく福祉のまちづくりの推進についての重要事項の調査審議に関する事務を担任する。

【設置】 平成24年度

【委員】

学識経験者、福祉・医療関係団体、障がい者団体、事業者団体、行政関係等 計30名

【令和3年度の活動】

○第11回審議会 令和3年12月14日開催

- (1) 大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン改訂にあたっての実証検査の充実 に伴う
今後のスケジュールの変更について
- (2) 「重度の障害、介助者等への対応」「小規模店舗のバリアフリー化」等に係る 建築設
計標準の改正を踏まえた大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの 改訂につい
て
- (3) 今後予定している審議事項について
- (4) 報告事項

○大阪府福祉のまちづくり条例施行状況調査検討部会の開催

【目的】

大阪府福祉のまちづくり条例の施行状況の調査及び検討を行う。

【委員】

学識経験者、福祉・医療関係団体、障がい者団体、事業者団体、行政関係等 計18名

【令和3年度の活動】

○第20回部会 令和3年10月26日開催

○第21回部会 令和4年3月3日開催

2. 福祉のまちづくり推進庁内連絡調整会議

【目的】

府有施設の整備に関する検討を行うとともに、福祉のまちづくりに関連する施策や業務に
についての全庁的な連絡調整を行う。

（従来、「府有建築物福祉整備庁内連絡調整会議」として、府有施設の整備のみに限定して
いた会議を、平成19年度会議にて拡充。）

【設置】 平成4年9月24日

【組織】 各部の総務課、および、政策企画部企画室、施設課（教育委員会、府警本部）

※事務局：福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課

 都市整備部建築環境課

 都市整備部公共建築室計画課

【令和3年度の活動】

令和3年6月 府有建築物の福祉のまちづくり条例適合状況調査を実施

3. 市町村連絡会議等

ア. 大阪府福祉のまちづくり市町村連絡会議

【目的】

大阪府福祉のまちづくり条例の事務の一部を委任している府内市町村と連絡調整し、条例の適正かつ円滑な運用を図る。

【設置】

平成 6 年 4 月 1 日

【組織】

大阪府及び府内市町村の事前協議担当課及び関係部課

【令和 2 年度の活動】

○連絡会議（令和 3 年 3 月 5 日、書面開催）

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令について

イ. 大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議

【目的】

大阪府内の鉄道駅舎等の生活関連施設及びその周辺地区の移動等円滑化を推進するため、関係する行政、事業者による連絡、調整及び情報交換等意思疎通を図る。

【設置】

平成 14 年 9 月 18 日

（平成 18 年度までは「大阪府交通バリアフリー推進連絡会議」として実施。）

【組織】

国、大阪府、府内市町村及び交通事業者のバリアフリー担当部署

【令和 2 年度の活動】

○連絡会議 令和 2 年 6 月 15 日

■国土交通省報告

- ・バリアフリー施策の取組み等について

■大阪府報告

- ・大阪府バリアフリー基本構想等作成促進指針について
- ・各種団体からの要望及び回答について
- ・大阪府内の駅ホームにおける安全性向上の取組みについて

第7章 福祉のまちづくりの普及・啓発

1. ホームページでの情報提供

インターネットホームページによる情報提供

法律及び条例にかかる制度の解説や各種手続きの案内に加え、設計例・配慮例を示した設計マニュアルや、各種様式（申請書・チェックリスト等）を掲載するとともに、バリアフリー法や全国の鉄道駅のバリアフリー化状況を検索できるページ等へリンクをはり、実用的な情報提供を行っている。

（ホームページ項目）

「大阪府福祉のまちづくり条例」について

- ・都市施設の整備を計画されている方へ
- ・条例、様式、参考図書等のダウンロード
- ・パンフレット「みんなでやさしいまちづくり」
- ・大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン
- ・よくあるご質問

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

- ・バリアフリー法の概要
- ・バリアフリー基本構想作成状況一覧
- ・大阪府バリアフリー基本構想等作成促進指針
- ・バリアフリー法に関するホームページへ（国土交通省）

施設のバリアフリー情報

- ・まちのバリアフリー情報
- ・府有施設のバリアフリー情報
- ・市町村有施設のバリアフリー情報

福祉のまちづくり推進に向けた協定

- ・株式会社ぐるなびと協定を締結しました
- ・鉄道事業者と協定を締結しました

鉄道駅のバリアフリー化補助

- ・鉄道駅バリアフリー化設備整備補助制度の概要
- ・府内鉄軌道駅の段差解消駅の情報
- ・大阪府鉄道駅等バリアフリー化促進方針

大阪府福祉のまちづくり審議会

- ・大阪府福祉のまちづくり審議会等の概要
- ・大阪府福祉のまちづくり審議会等の開催状況等

関連ページ

- ・「大阪府ユニバーサルデザイン推進指針」について
- ・障がい福祉等の総合案内へ
- ・色覚障がいのある人に配慮したガイドライン

アドレス：https://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/index.html

第8章 公共交通施設・建築物等のバリアフリー化の推進

1. 公共交通施設・建築物等のバリアフリー化の進捗について

高齢者、障害者にも利用しやすい交通や公共施設を実現するため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく「基本方針」（告示）において、令和2年度までの整備目標が定められている。

ア. 建築物の進捗率

【目標値】

2,000 m²以上の特別特定建築物について移動等円滑化基準を約 60%

【進捗率】（令和3年度末）

民間・公共施設 約 62.7%

イ. 旅客施設・車両等の進捗率

【目標値】

利用者数 3,000 人/日以上の駅についてエレベーター又はスロープ等の段差解消を原則 100%

【進捗率】（令和3年度末）

97.5%

ウ. 道路の進捗率

【目標値】

重点整備地区の主要な生活関連経路を構成する道路について移動等円滑化を原則 100%

【進捗率】（令和3年度末）

府道 94.1%

エ. 公園の進捗率

【目標値】

都市公園の園路及び広場について移動等円滑化を約 60%

【進捗率】（令和3年度末）

67.9%

オ. 路外駐車場の進捗率

【目標値】

特定路外駐車場について移動等円滑化を約 70%

【進捗率】（令和3年度末）

63.9%